

# 全国で発生を確認中 拡大防止にご協力を

昨年11月から現在まで、全国的に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。

養鶏農家や市民の皆さんは、感染拡大防止のため、次の事項に留意してください。

## 養鶏農家の皆さんへ

- 1 野鳥や野生生物侵入を防止するため、防鳥ネットの隙間や穴、鶏舎の破損などがないか確認を
- 2 鶏舎周辺に飼料の残りや生ごみなどを放置しない
- 3 鶏舎を出入りする際は必ず作業服を着替え、長靴をはきかえ、必要な消毒を徹底
- 4 農場の出入り口での消毒徹底と鶏舎周辺の消毒を
- 5 給水用の水は原則として水道水など消毒済みの水を使用
- 6 必要のない人、車両などの農場への出入り口を制限
- 7 鶏の健康状態をこまめに観察し、異常が見られたら速やかに県南家畜保健衛生所に連絡を

## 市民の皆さんへ

- 1 必要がある場合以外は、養鶏農場などに近寄らない
- 2 出入りする際は飼養者の指示に従い、必ず十分な消毒を素手で触らない
- 3 死んだ野鳥など野生生物は野鳥には近づきすぎないように、野鳥のふんを踏まないように
- 4 野鳥はさまざまな原因で死にます。野鳥が死んでいてもすぐに鳥インフルエンザを疑う必要はありませんが、同じ場所で複数羽の野鳥が死んでいたら、一関保健所か市役所担当課に連絡してください。

### ◎問い合わせ先

- 【飼養している鶏の異常や防疫対策】  
県南家畜保健衛生所  
☎0197-33531  
本庁農政課②8426
- 【複数羽の野鳥の死亡】  
一関保健所☎1415  
本庁生活環境課☎2149  
または各支所市民課

# 市長へひとこと

あなたの声をお寄せください。



封書として利用する場合は、本書を三つ折りにして、のりしろをのりまたはセロテープで張り、そのまま切手を張らずに郵便ポストに入れてください。

- ★ 市政に関することや身近なことで、日ごろ感じていること、気づいたこと、あるいは提言など、なんでもお気軽にお寄せください。
- ★ 寄せられた一言への回答は原則として行いませんが、主な内容や対応などについては広報で紹介することがあります。

差出人  
住所  
氏名

郵便切手は  
いりません

差出有効期間  
平成23年12月  
31日まで



021-8790

一関市長 勝部 修行

一関市役所  
「市長くさし」

一関市竹田町七輪1号



# 一関支局は3月22日から 水沢支局に統合します

なお、次の商業・法人登記事務については、水沢支局でも取り扱います。

## 【水沢支局で取り扱う事項】

- 1 印鑑カードの交付、廃止、返納などに関する印鑑カード事務
- 2 電子証明書の発行請求、使用廃止、識別符号の変更新などに関する電子認証事務

## 市役所本庁1階に 証明書交付窓口を設置

同日から、一関市役所本庁1階に証明書交付窓口を設置し、証明書発行請求機による各種登記事項証明書の発行を行いますのでご利用ください。窓口には法務局職員が常駐します。請求機の操作など不明な点はお問い合わせください。

## 【証明書発行請求機で取得できる事項】

- 1 土地建物の登記事項証明書
- 2 会社・法人の登記事項証明書および印鑑証明書

## 登記・供託オンライン 申請システムの利用を

自宅やオフィスのパソコンから、インターネットを利用して不動産登記、会社法人登記の申請ができます。

## 【オンライン申請の対象】

- 1 不動産登記手続き
  - 2 商業・法人登記手続き
  - 3 動産譲渡登記手続き
  - 4 債権譲渡登記手続き
- ※このほか、各種証明書の請求ができます

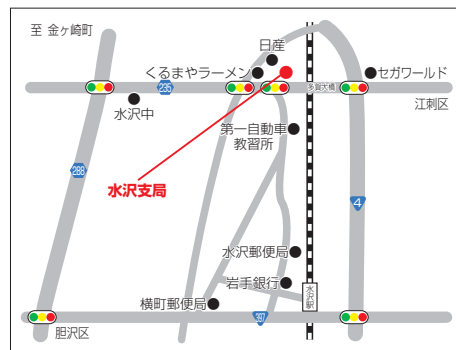
手続きの詳細は、次のホームページをご覧ください。  
登記・供託オンライン申請システムのページ ↓検索  
記ねっと供託ねっと  
<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>

### ◎問い合わせ先

- 盛岡地方法務局登記部門  
☎019-624-9851
- 水沢支局  
☎0197-0511
- 一関支局☎2149

商業・法人登記事務は  
盛岡地方法務局へ

商業・法人登記は、同日から盛岡地方法務局(本局)登記部門(盛岡市中央通一丁目7-25 朝日生命盛岡中央ビル5階)で取り扱います。



盛岡地方法務局一関支局は3月22日、同水沢支局(奥州市水沢区字多賀97)へ統合されます。

統合日以降は一関支局を廃止し、▽不動産登記▽動産譲渡登記(概要記録事項証明書交付のみ)▽債権譲渡登記(概要記録事項証明書交付のみ)▽電子認証▽供託▽国籍▽人権擁護の事務は水沢支局で取り扱います。